

# daily コラム

2012年7月18日(水)

〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階  
笠井良一税理士事務所 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417  
Email info@kasai-grp.co.jp

## 地方消費税の基礎知識

### 地方消費税とは

消費税の増税が物議をかもししておりますが、現在の消費税5%は、実は消費税4%と地方消費税1%の合計で5%となっているのです。ですから正確には消費税等と記され、この等にあたる部分が地方消費税です。

地方消費税は、地方税法に基づき課される税金で、国の消費税額の25%となっておりますので、 $4\% \times 25\% = 1\%$ と言うことになるわけです。

### 消費税率引き上げではどうなるの？

内閣が閣議決定した「社会保障と税の一体改革大綱」では、今後消費税率が8%になった場合は、地方消費税は、消費税額の25%ではなく、消費税6.3%地方消費税1.7%。消費税率が10%になった場合には、消費税7.8%地方消費税2.2%と言うなんとも複雑な税率になってしまいそうです。

しかし現在も国の消費税4%の内1.18%が地方交付税として、地方消費税と合わせて都道府県に分配されております。

### 地方消費税の清算

地方消費税は本来、消費された地域に納める税金ですが、実務上は納税義務者（会

社や個人の事業者）の国税の納税地に地方消費税も合わせて納付されますので、最終消費地に税収を帰属させる為に、都道府県間で清算が行われます。

### 清算の方法は

都道府県間の清算は、6/8が小売年間販売額（商業統計）とサービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）の合計額により、1/8は人口（国勢調査）により、のこり1/8は従業者数（事業所・企業統計）により按分されて清算します。

### 市町村はどうなるの？

各市町村へは都道府県の清算後の税収の1/2が、人口と従業者数の比で交付金として交付されます。

